

西宮市学校・家庭・地域の連携協力推進協議会 設置要項

(名 称)

第1条 この会は、西宮市学校・家庭・地域の連携協力推進協議会（以下、「推進協議会」）という。

(目 的)

第2条 推進協議会は、西宮市が実施する「教育連携事業」「放課後子供教室事業」「放課後キッズルーム事業」「宮水ジュニア事業」「西宮型コミュニティ・スクール事業（西宮市における学校運営協議会制度）」のあり方について協議する。

(構 成)

第3条 推進協議会の構成は次のとおりとする。

団 体（機 関）他	委員数
地 域 活 動 団 体	4
西 宮 市 立 学 校 長	2
行 政 関 係 者	7
市 コ ー デ ィ ネ ー タ ー	3

- 委員の任期は、任命を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 委員に会長及び副会長をおく。
- 会長及び副会長は地域活動団体の委員より選出する。その任期は、選出された日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 会長は推進協議会を代表し、会務を掌理する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 会長は必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(活動内容)

第4条 「教育連携事業」について、事業の推進、これからのあり方等について協議する。

- 「放課後子供教室事業」について、事業の推進、これからのあり方等について協議する。
- 「放課後キッズルーム事業」について、事業の推進、これからのあり方等について協議する。
- 「宮水ジュニア事業」について、事業の推進、これからのあり方等について協議する。
- 「西宮型コミュニティ・スクール事業」について、事業の推進、これからのあり方等について協議する。

(会議の招集)

第5条 会議は必要に応じて開くものとし、会長が招集する。

(事務局)

第6条 推進協議会には事務局を置く。事務局には、西宮市教育委員会事務局学校支援部地域学校協働課があたる。

(その他)

第7条 その他、推進協議会の運営について、必要な事項は会議において定める。

付 則

- 1 この要項は平成23年10月17日から実施する。
- 2 この要項は平成24年4月1日から実施する。
- 3 この要項は平成27年4月1日から実施する。
- 4 この要項は平成28年4月1日から実施する。
- 5 この要項は平成29年4月1日から実施する。
- 6 この要項は平成31年4月1日から実施する。
- 7 この要項は令和2年4月1日から実施する。
- 8 この要項は令和2年9月25日から実施する。
- 9 この要項は令和3年4月1日から実施する。
- 10 この要項は令和4年4月1日から実施する。